

令和5年度沖縄市居宅介護支援事業所等集団指導

追加分



沖縄市健康福祉部 介護保険課管理係

1



目次

1. (主任) 介護支援専門員の有効期間の確認について
2. 契約時の説明について
3. アセスメントの結果の記録について

2



1. (主任) 介護支援専門員の有効期間の確認について

失念や勘違い、思い込み等により、介護支援専門員証や、主任介護支援専門員の修了証明書の有効期間が過ぎてしまうことがないように、

★介護支援専門員証の有効期間をご確認ください。

★主任介護支援専門員（更新）研修を終了している方は、修了証明書の有効期間をご確認ください。

3



定義（介護支援専門員）

介護保険法第七条第五項

この法律において「**介護支援専門員**」とは、要介護者又は要支援者等（以下「要介護者等」という。）からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業（第十五条の四第十五号第一号イに規定する第一号訪問事業、同条に規定する第一号生活支援事業又は同条ハに規定する第一号生活支援事業をいう。以下同じ。）を利用できるような市町村、居宅サービス事業を行う者、地域密着型サービス事業を行う者、介護保険施設、介護予防サービス事業を行う者、地域密着型介護予防サービスの事業を行う者、日常生活支援総合事業を行う者等との連絡調整等を行う者であるとして、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして第六十九条の七第一項の**介護支援専門員証の交付を受けたものをいう。**

4



介護支援専門員証の交付等

介護保険法第六十九条の七

第一項

第六十九条の二第一項の登録を受けている者は、都道府県知事に対し、介護支援専門員証の交付を申請することができる。

第三項

介護支援専門員証（第五項の規定により交付された介護支援専門員証を除く。）の**有効期間は、五年とする。**

5



介護支援専門員証の有効期間の更新

介護保険法第六十九条の八

第一項

介護支援専門員証の有効期間は、申請により更新する。

第二項

介護支援専門員証の有効期間の更新を受けようとする者は、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下「更新研修」という。）を受けなければならない。ただし、現に介護支援専門員の業務に従事しており、かつ、更新研修の課程に相当するものとして都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより指定する研修の課程を修了した者については、この限りでない。

6



定義（主任介護支援専門員）

介護保険法施行規則第四百十条の六十六
第一項イ（3）

主任介護支援専門員（介護支援専門員であって、第四百十条の六十八第一項第一号に規定する**主任介護支援専門員研修を修了した者**（当該研修を修了した日（以下この（3）において「修了日」という。）から起算して五年を経過した者）**あつては、修了日から起算して五年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第二号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。**）をいう。）その他これに準ずる者

7



まとめ

- 指定居宅介護支援の提供ができるのは、介護支援専門員です。
- 介護支援専門員とは、介護支援専門員証の交付を受けたものです。
- 介護支援専門員証の有効期間は5年です。
- 介護支援専門員証の有効期間は、必要な研修を受け、申請しなければ更新されません。
- 主任介護支援専門員とは、介護支援専門員であつて、主任介護支援専門員（更新）研修を修了した者です。
- 主任介護支援専門員更新研修は、主任介護支援専門員研修の修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に修了していなければなりません。

8



注意事項

- 人員基準を満たさなくなる場合があります。
- 介護支援専門員証の有効期間が切れてしまうと、「介護支援専門員」ではなくなり、指定居宅介護支援（給付管理含む）の提供ができなくなります。
- 有効期間が切れた後に提供した指定居宅介護支援は無効になります。

9



2. 契約時の説明について

沖縄市基準条例第7条（内容及び手続の説明及び同意）

第1項

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

10



解釈通知（抜粋）

利用者は、指定居宅サービスのみならず、指定居宅介護支援事業者についても自由に選択できることが基本であり、指定居宅介護支援事業者は、利用申込があった場合には、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、当該指定居宅介護支援事業所の運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護支援事業所から居宅介護支援を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定居宅介護支援事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。

11



沖縄市基準条例第7条（内容及び手続の説明及び同意）

第2項

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

12



解釈通知（抜粋）

指定居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であり、居宅サービス計画の作成にあたって

①利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、

②居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めること

が可能であること等につき十分に説明を行わなければならない。

なお、この内容を利用申込者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、**文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者からの署名を得なければならない。**

13



令和3年度集団指導資料より抜粋

皆さんが使用している重要
事項説明書等にはどのよう
に記載されていますか？

14



- 利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることができます。
- 利用者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

このような内容
が記載され、説
明しています
か？



令和3年度集団指導資料より抜粋

15



解釈通知（抜粋）

- 沖縄市基準条例第3条の基本方針に基づき、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならないことを踏まえ

16



①前6月間に当該居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（訪問介護等）がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合

②前6月間に当該居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）

等につき十分説明を行わなければならない。

なお、この内容を利用申込者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、**文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者からの署名を得なければならない。**

17



記載例

「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3)」(令和3年3月26日)問111より抜粋

<例>

※重要事項説明書

第●条 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

※別紙

別紙

① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 ●%
通所介護 ●%
地域密着型通所介護 ●%
福祉用具貸与 ●%

② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	○○事業所 ●%	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%
通所介護	△△事業所 ●%	××事業所 ●%	○○事業所 ●%
地域密着型通所介護	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%	××事業所 ●%
福祉用具貸与	××事業所 ●%	○○事業所 ●%	□□事業所 ●%

69

18



まとめ

- ①利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように 求めることができます。
- ②利用者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- ③前6か月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護等のサービスの利用割合
- ④前6か月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護等の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合（上位3位まで）

利用申込者又はその家族に対し、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて **必ず利用申込者からの署名を得なければならない。**

19



3. アセスメントの結果の記録について

沖縄市基準条例第16条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第6号

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、**その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価**を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で**解決すべき課題を把握しなければならない。**

20



第7号

介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

21



解釈通知（抜粋）

★課題分析の実施

目的

居宅サービス計画は、**個々の利用者の特性に応じて作成されることが重要**である。このため介護支援専門員は、**居宅サービス計画の作成に先立ち利用者の課題分析を行う**こととなる。

22



定義

課題分析とは、利用者の有する日常生活上の能力や利用者が既に提供を受けている指定居宅サービスや介護者の状況等の**利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること**であり、利用者の生活全般についてその状態を十分に把握することが重要である。

23



方法

なお、当該課題分析は、介護支援専門員の個人的な考えや手法のみによって行われてはならず、**利用者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものとして認められる適切な方法を用いなければならない**ものであるが、この課題分析の方法については、別途通知（※）するところによるものである。

（※）介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成11年11月12日 老企第29号）

24



★課題分析の留意点

当該アセスメントの結果について記録するとともに、沖縄市基準条例第32条第2項の規定に基づき、当該記録は5年間保存しなければならない。

25



沖縄市基準条例第16条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第17号

第3号から第12号までの規定は、**第13号（※）に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。**

介護支援専門員がモニタリングを行った結果、居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合も、第3号から第12号までの規定（ケアマネジメントの一連の業務）に沿って行う。

（※）モニタリング

居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

26



まとめ

- 新たに居宅サービス計画を作成するときだけでなく、モニタリングで居宅サービス計画の実施状況の把握を行い、居宅サービスの変更が必要と判断した場合も、第3号から第12号、つまりケアマネジメントの一連の業務が必要です。
- アセスメントを実施した際は、必ずその結果を記録し、5年間保存してください。

27

ご清聴、ありがとうございました。



28

